○経済産業省告示第百二十五号

日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月一日から施行する。

平成二十七年六月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

第三条第一項第一号中「特許法」を「特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）」に改める。

第十四条第一項第三号及び第二項中「次条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第十五条第三項中「、第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国際寄託当局の長は、規則11.1又は11.3の規定の例により、次の各号に掲げる者の請求があったときは、第十六条の規定により拒否する場合を除き、寄託された微生物の試料を分譲するものとする。

一　特許法施行規則第二十七条の二第一項において規定する条約の締約国に該当しない国（次号において「特定国」という。）の特許を与える権限のある当局

二　寄託された微生物の試料の分譲について特定国の法令上の資格を有する者

第十五条の二中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項第三号」を「同条第一項第三号又は第二項第二号」に改める。

第十六条及び第十七条中「第十五条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第十八条に次の一項を加える。

2　国際寄託当局の長は、第十五条第二項の規定により、寄託された微生物の試料を分譲したときは、寄託者に対し、規則11.4(g)の規定の例による通知をするものとする。

第十九条の見出し中「規定」の下に「又は当該規定の例」を加える。

第二十条第一項中「第十五条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十四条第一項第六号中「第十五条第一項の」を「第十五条第一項又は第二項の」に改め、「第十五条第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加える。

○国土交通省告示第六百八十六号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年六月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条の表二の項中「「仙台市」」及び「「秋田交通圏」」を削り、同表の九の項中「「熊本交通圏」」を削り、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（特定地域）

第四条　法第三条第一項の規定に基づき特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一　東北運輸局長	「仙台市」及び「秋田交通圏」	平成二十七年六月一日から平成三十年五月三十一日まで
二　九州運輸局長	「熊本交通圏」	平成二十七年六月一日から平成三十年五月三十一日まで

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百八十七号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年十二月十四日運輸省令第四十九号）第二十八条の二第一項の表第一号の規定に基づき、認定事業場の変更を承認したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間	変更内容
NAKASHIMA VIETNAM CO., LTD.	Land Plot CN2. 2B, Dinh Vu I.Z., Hai An Dist., Hai Phong City, Socialist Republic of Viet Nam	プロペラ（直径3200ミリメートル以下の固定ピッチプロペラ及び直径3500ミリメートル以下の可変ピッチプロペラの羽根に限る。）	平成27年5月18日から平成28年8月28日まで	固定ピッチプロペラの直径を2300ミリメートルから3200ミリメートルに変更

○国土交通省告示第六百八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十七年六月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道23号改築工事（中勢バイパス・三重県鈴鹿市北玉垣町字細田地内から同市野町字西山地内まで及び同市御薗町字郷堂地内から津市河芸町三行字橡本地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　三重県鈴鹿市北玉垣町字細田、字小塚、字山上及び字根洞、西玉垣町字池之下、南玉垣町字玉垣、安塚町字今発、字源平塚、字山之花及び字野瀬、末広町字野瀬、末広北一丁目、末広南一丁目、末広南二丁目、末広南三丁目、石垣二丁目、野町字西山、御薗町字郷堂、字下川原、字森ケ坪、字井場及び字山ケ鼻、越知町字西浦、字大泥、字中沖、字西谷及び字船ケ谷、郡山町字大野並びに徳居町字南玉野及び字金井場地内

2　使用の部分　三重県鈴鹿市北玉垣町字細田、字小塚、字山上及び字根洞、西玉垣町字池之下、南玉垣町字玉垣、安塚町字今発、字源平塚、字山之花及び字野瀬、末広町字野瀬、末広北一丁目、末広南一丁目、末広南二丁目、末広南三丁目、石垣二丁目、野町字西山、御薗町字郷堂及び字下川原、越知町字西浦、字大泥、字西谷及び字船ケ谷、郡山町字大野並びに徳居町字南玉野及び字金井場地内

三重県津市河芸町杜の御四丁目並びに河芸町三行字住持及び字橡本地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県鈴鹿市北玉垣町字細田地内から津市河芸町三行字橡本地内までの延長9.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道23号改築工事（中勢バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。